

報告第 14 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 7 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

(財務部関係)

1	専決年月日	令和7年6月19日
	相手方	豊川市在住の60代男性
	損害賠償の額	880,110円
	概要	令和7年2月17日午後2時頃、豊川市大木町鍵水2番52地先において、市の所有する土地に生えた竹が倒れ、相手方の運転する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。